

## 令和5年度保健事業補助要綱

### 第1 趣 旨

組合は、被保険者の疾病予防および健康の保持増進を図るためこの要綱によって、各事業所において実施する保健事業に対し補助するものとする。

### 第2 対象者

実施日当日に当組合の資格のある被保険者。

### 第3 実施期間

実施期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日迄に実施するものとする。

### 第4 保健事業の種目

保健事業の種目は、次のとおりとする。

#### 1. B型肝炎ワクチン接種

#### 2. ハイキング

登山・ウォーキングラリー等

※健康の保持増進を目的とする為、原則として30分以上歩く事を前提とする。また博物館や美術館等の施設散策、食事やバーベキューなどを目的としたハイキングは該当しないものとする。

### 3. 体育行事

運動会・野球・サッカー・フットサル・卓球・バレーボール・ソフトボール・テニス・ボウリング・マラソン・釣り・スキー・スノーボード等

### 4. 契約保養所などの利用

一泊以上の慰安旅行や事業主の許可したグループ旅行等

※出張などの宿泊や家族旅行は該当しないものとする。

※各種目及び当組合の主催行事との併用はできないものとする。

## 第5 補助の金額

補助の金額は、1人当たり次の金額を限度とする。但し、1人当たりの金額が補助金限度額に満たない場合は、提出された領収書金額の範囲内とする。

1. B型肝炎ワクチン接種 3,000円  
(1人1回/年度)

2. ハイキング 2,000円  
(1人1回/年度)

3. 体育行事 2,000円  
(1人2回/年度)

4. 契約保養所などの利用 3,000円  
(1人1回/年度)

## 第 6 実施報告書の提出

事業主は、第 4 の保健事業を実施したときは原則として実施後 10 日以内にその結果を実施報告書（様式第 1 号）に実施者名簿、実施に要した費用の領収書（コピー可）、実施した保健事業の行程表（行事募集案内や回覧がある場合は添付）を組合に提出するものとする。また費用振込銀行欄は、事業所取扱の口座を記入するものとする。

なお、実施後 1 か月を過ぎた実施報告書については遅延理由書を添付するものとする。

## 第 7 補助金の交付

組合は、第 6 により提出された書類を審査し、補助金を事業主に交付、通知（様式第 2 号）するものとする。

## 第 8 その他

- 1 . B 型肝炎ワクチン接種は、組合が委託した医療機関において実施するものとする。ただし、何らかの理由により委託医療機関で受けられない場合で、組合の承認を得たときはこの限りではない。
- 2 . 事業主は、第 4 の保健事業が組合の補助により実施するものであることを、被保険者に周知させるとともに、下記のことについて整備しておくものとする。

### 記

- ( 1 ) 交付された補助金の収支に関する出納記帳
- ( 2 ) 種目別実施状況

3. 組合は、必要があると認めるときは、事業主から報告をもとめ、また調査することができるものとする。